

## 蒲郡市文化財管理保存事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び蒲郡市文化財保護条例（昭和55年蒲郡市条例第13号）の規定に基づき指定された市の区域内に存する文化財（以下これらを「指定文化財」という。）の所有者又は管理責任者（無形文化財及び無形民俗文化財にあつては、保持者又は保持団体。以下「所有者等」という。）が行う指定文化財の管理、保存等に要する経費に対し、当該年度予算の範囲内において、当該指定文化財の所有者等（以下「補助事業者」という。）に交付する蒲郡市文化財管理保存事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が指定文化財の管理、保存等のために行う事業であつて、次の条件を備えているもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 緊急かつ必要性のある事業であること。
- (2) 補助金申請時において、その事業に必要な財源措置が確立していること。

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 指定文化財のうち、有形文化財の管理又は保存修理に要する経費
- (2) 指定文化財のうち、無形文化財又は無形民俗文化財の保存（記録の作成、伝承者の養成、用具の補修等）に要する経費
- (3) 指定文化財のうち、史跡、名勝若しくは天然記念物の環境整備又は保護増殖に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が特に必要と認める経費

2 前項に規定する経費の細目は、別表第1（三谷祭に係る経費の細目は、別表第2）のとおりとする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内で市長が定める額とする。

- (1) 文化財保護法の規定により指定を受けた指定文化財（以下「国指定文化財」という。）又は愛知県文化財保護条例の規定により指定を受けた指定文化財（以下「県指定文化財」という。）に係る補助事業 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（国又は愛知県の補助金の補助対象となった事業については、当該事業の補助対象経費から国又は愛知県の補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額）
- (2) 蒲郡市文化財保護条例の規定により指定を受けた指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に係る補助事業 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額
- (3) 国指定文化財、県指定文化財又は市指定文化財に係る補助事業のうち、次に掲げるもの 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額
  - ア 有形文化財の修理に係る補助事業のうち、特に災害等の外的要因による著しい損傷で、修理に緊急性を伴うもの
  - イ 天然記念物の保護に係る補助事業のうち、災害等による文化財指定樹木の倒木の除去又は文化財指定樹木に対するマツクイムシ等病虫害の予防措置に係るもの
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして特に市長が認めるもの

（補助金交付限度額）

第5条 前条の規定にかかわらず、補助金の交付限度額は、次の各号に掲げる補助対象経費の額の範囲に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3,000万円未満 500万円
- (2) 3,000万円以上6,000万円未満 600万円
- (3) 6,000万円以上1億円未満 800万円
- (4) 1億円以上 1,000万円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費のうち、別表第1に規定する防災施設の建設若しくは改修に要する経費又は別表第2に規定する山車蔵の新築若しくは補修に要する経費に係る補助金の交付限度額は、100万円とする。

（補助金の交付等）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続等については、蒲郡市補

助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）の規定を適用する。

（財産処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産等を市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（適用除外）

第8条 この要綱の補助対象となる事業であっても、寄付金等の特定財源を原資とした補助金等（国又は愛知県の補助金を除く。）が交付される場合については、この要綱の規定は適用しないものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 蒲郡市文化財保存事業補助金交付要綱（昭和52年7月1日施行）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	内容
有形文化財の管理又は保存修理に要する経費	<ol style="list-style-type: none"><li>1 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸、文書等をいう。）の修復</li><li>2 指定文化財のみを対象とする防災施設（火災報知機、スプリンクラー等（適切に保存管理するための厨子、箱等を含む。))の建設又は改修</li></ol>
史跡、名勝若しくは天然記念物の環境整備又は保護増殖に要する経費	<ol style="list-style-type: none"><li>1 文化財指定樹木による事故の予防措置</li><li>2 災害等による被害復旧のための措置</li></ol>

別表第2（第3条関係）

補助対象	内容	説明
奉納芸能若しくは行列に使用する区の備品の修繕又は老朽化に伴う代替品購入	面、衣装、楽器、囃子堂、神楽堂、弁天堂、お鯛車等（適切な保管のための木箱なども含む。）	県の無形民俗文化財調査で各区が用具と捉えている物を対象とする。ただし、子山車、宝船は対象外とする。
山車蔵（船・神輿殿を含む。）の新築又は補修	屋根、壁面、シャッター等の補修、山車蔵床面の補修、塗装の塗り替え等	山車・神船若宮丸・神輿については、収蔵する倉庫部分のみを対象とする。
祭典の調査研究事業	学術的な記録保存事業	祭史解明又は伝承者育成に欠かすことのできない事業を対象とする。
山車の本体、車輪又は幕の修復	山車柱、舵取り棒、ジャッキ、大幕、高覧掛等（収納箱を含む。）	
山車提灯		
子踊りに使用する区の備品の修繕又は老朽化に伴う代替品購入	中区及び上区に係るもの	昭和44年3月の指定当時であったもののみを対象とする。

備考 単体1点あたりの単価が税抜き1万円以上のもので、かつ、10年程度の耐久が見込めるもので、過去10年以内に申請のなかったものを補助対象とする。